

3. アメリカ

(1) 教育制度

学校制度は複線型ではなく、単線型であるので、州によって異なることはあっても、制度的にはきわめてシンプルなものわかりやすい。伝統的な学校制度である8-4制、新たな制度として改革されてきた学校制度である5-3-4制、6-3-3制、4-4-4制などがあり、州や学区によってその学制は異なっている。高等学校は総合制を基本とする。全国いずれの州・学区でも学年の表記は統一されており、学年としては、K-12という表記となる。Kは幼稚園学年ということであるが、義務教育ではない。義務教育は多くの州で6歳から9年あるいは10年となっている。

就学義務も弾力的で、フリースクールのようなオルタナティブ教育施設でも義務教育を履行することができるので、無断欠席、長期欠席や中途退学の問題はあるが、日本的な不登校という概念はない。親は希望すればいずれの教育施設でも教育を受けさせることができる。ホームスクーリングも可能である。多様な教育の提供を可能とする政策がチャータースクールである。公的助成を受けながら、子供のニーズに応える学校教育の機会を提供してきている。公立学校制度が基本であるが、私立学校も存在している。

教育行政については、連邦政府は教育の権限を州に委譲しており、州教育委員会が教育を所掌している。州の教育委員や教育長は公選される州もあれば、任命制となっている州もある。しかし州にあっても多くの場合、地方の「学区教育委員会」に「教育税」の徴税権も含めて移譲しているので、地方分権型教育行政が展開されている。

そこで教育課程（カリキュラム）や教科書採択についても州がガイドラインを定めることがあっても基本的には「学区教育委員会」の所掌となっている。なお「学区（School Districts）」は市町村といった一般行政単位とは別に、学校管理のために組織された行政単位である。

(2) 義務教育段階の教科書

1) 教科書の法的位置づけ

教科書はアメリカでは”School-textbooks”と表記される。SchoolsはK学年から第12学年までの学校を意味し、高等教育機関はSchoolsとは表記されない。わが国では大学も「学校」の定義の中に含まれていることからすれば、少し意味が違うことになる。したがって”School-textbooks”とは大学などのテキストを含まない、初等・中等学校のテキスト（学校教科書）を意味することになる。わが国の「教科用図書」という表記に相当するのかもしれない。もちろん一般的には教科書というわけであるが。

またアメリカ出版社協会（AAP）には学校教科書部が設けられているが、同協会の教科書の定義をみると、「学習材（Learning Materials）」あるいは「教材（Instructional Materials）」の一つが「学校教科書」であるという。

①教科書と学習指導要領との関係

アメリカでは学習指導要領に対応するものとして、各教科専門職団体が提案している全

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

米ガイドラインあるいはナショナル・カリキュラム、各州が定めるカリキュラム基準（スタンダード）、それぞれ学区教育委員会が定めるカリキュラム・ガイドラインがある。教科書検定制度がないために、また連邦制度の中で連邦政府が教育内容についての権限を有していないために、事前にすべての教科書がガイドラインに沿って検定される、という制度を欠いている。後述するように教科書は自由発行制度となっているので、州で教科書を選択するような市場の大きなところの方針に従って教科書が編集・作成される傾向がある。後述するように州によっては自らのカリキュラム基準に合う教科書を選択するという採択基準を設けて、教科書を統制しているところもある。しかしそれも程度問題で、民間の教科書出版社がそうした方針にそってその「州版」の教科書を発行してくれれば問題ないのであるが、コストの面でそうした対応をする場合は少ない。

②使用義務、教科書の基準（指導要領と教科書の関連を含む）、検定・認定・国定・自由発行等

わが国のような法定使用義務はないが、実際の授業での教科書使用度あるいは教科書依存度は非常に高い（90%の教師が教科書に依存する授業を行っているという長い間言われてきた）。州や学区が教育課程の基準を定めている。教科書検定制度はない。国定教科書でもない。教科書は自由発行制度となっており、イギリスと同様、だれでも学校教科書を出版できる。

しかし問題は教科書が出版できるかどうかにあるのではなく、学校の授業でどの教科書が使用されるかどうか、学校で使用できる教科書はどのように決められるのか、という点にある。つまり教科書検定よりは教科書採択の制度が実体的に重大な機能を果たし、意味を持っているということになる。

教科書出版社は多くの州や学区で採択されるべくマーケティングを行い、販売に力を入れている。売れていくらの世界である。教科書プライスは国や州あるいは学区が定めるのではなく、出版社が自由に価格設定をすることができる。もちろん市場をよく調べた上で競争力のある価格設定が大切になる。販売を拡大するために、補助教材などのキットものをサービスする場合もある。50州すべての州のカリキュラム・ガイドラインや教科書採択基準を満たす教科書を編集することは難しいので（コスト的に）、大手の出版社は大規模州（テキサス、カリフォルニア、フロリダ、ニューヨークなど）版の教科書を編集、出版し、州教育委員会によって採択されるよう努力することになる。コロラド州など小さな市場のところでは、そうした教科書を自分の州にたとえ合わなくても採択しなくてはならない。その意味で市場が教科書を決めるという状況にあるといえる。

2) 教科書の使われ方

授業では教科書は学習のガイドラインであり、カリキュラムであるといえる。しかしアメリカの学校の教科書は一冊の教科書ですべて、という仕組みではなく、教科書に付随した補助教材が豊富に用意されている。加えて教師が複写して授業で利用できるサプルのメンもある。教科書というよりは教科書セットといったほうが適切かもしれない。教師用教科書指導書（Teachers' Edition）と生徒用教科書、学校備え付けの補助教材・補助学習材が教室に用意されている。

なお小学校では基本的に学級担任制となっているため、ひとりの教員が全教科を教える

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

という建前になっている。しかし美術などの教科の授業は専科の教員を雇用して（時には非常勤雇用）授業を行わせていることも少なくない。また理科や社会などいくつかの科目について合同授業を行うことで（ティーム・ティーチング）、それぞれ教員の得意な科目を教えるという工夫もなされている。

小学校は8年制が基本であったが、「スプートニクショック」（1957年）により「ソ連との競争に勝つためにも」理数科などの教科の学力を重視しなくてはならない、という政策が出現するとともに、都市部などでは小学校を短縮し、教科担任制である中等学校教育を少しでも早い段階からスタートし、専科教員による授業が可能となるよう、学校制度改革が行われてきた。早期に中等学校教育をという要請に応えるものとしてとりわけミドル・スクール運動がそのことを反映したものであった。小学校は6年制、5年制、あるいは4年制と短縮される傾向にあった。

①教科書観

教科書は主要な学習材・教材の一つであることは変わらないし、授業も教科書に依存するものであるという点も変わらない。生徒が教科書を学ぶという点もしかりである。しかしアメリカはさらに教科書で学ぶという観点から多くの工夫がある。関連情報とのリンクが張られた教科書、一人で読んでわかる教科書という配慮、など異なる考え方があることも事実である。

②教科書使用における教師の裁量

すでに述べたように教科書の使用義務はない。しかし教科書を準備し、教科書で教える授業が一般的である（教科書依存が90%以上であるといわれてきた）。しかし教科書をどのように使用するか、分量も非常に多いので、どこを扱うか・扱わないかなどはすべて教師の裁量である。

3) 採択

州や学区に教科書採択委員会が組織され、教科書採択サイクルにしたがって必要な教科書を採択し、そのリストを公開している。委員は教師や行政官あるいは親代表からなっている。行政が用意した「採択基準・規則」に基づいてそれぞれの教科書を調査・吟味し、必要に応じて教科書会社のセールスを招聘してプレゼンを行わせることもある。採択基準の一つに当該州や学区のカリキュラム基準に適合した教科書であるか、がある。社会の教科書ではまた当該州について適切に扱われているかが審査される。

4) 有償／無償、給与／貸与

教科書は無償・貸与制度となっている。州や学区が採択した教科書リストの中から学校は予算に応じて必要な教科書を必要な部数購入することになる。購入した教科書が生徒の数が多すぎて不足するときなど、それまで使用していた教科書を棚から出して使用することもある。もちろん不足分を購入することもできる。いずれの教科書を使用するかは学校・教師の選定に任されているのである。州や学区は5年から7年に一回、教科書を新たに採択することになっている（採択の周期）。

学校から貸与された生徒は教科書に氏名を記載してもらい、学年が終わるまで使用す

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

る。自宅に持ち帰るのも自由であるが、汚損したりすれば弁済しないといけない場合もある。そこで生徒は教科書は翌年は他の生徒が使用することを知っているので、丁寧に取り扱うことになる。カバンに入れて持ち帰り、家庭学習や宿題を行うことになる。

5) その他

アメリカの学校教科書は、なんと言っても重い、分量・ページ数が多い、サイズが大きい、カラフルである、写真も多い、紙質がよい、装丁もしっかりしている、といった特色をもっている。貸与制であるので教科書に書き込むことは許されていない。教科書が重く、丁寧な装丁になっている理由は、教科書採択基準に、貸与制の下で5～7年間使用できるだけ頑丈なものであるかどうかがあるからである。

教科書の購買予定価格といった制度ではないため、教科書出版社は教科書市場や大規模州における教科書予算を見ながら、教科書の販売価格を定め、その範囲内でより採択される質の高い教科書を編集・出版することで他社との比較優位を確保したいという経営戦略となる。同時に、カリキュラム・ガイドラインに基づいて教科書の内容が採択委員会によって審査される場合、最大の問題はガイドラインに記載されている事項を教科書が扱っていない、言及していないといった場合である。そうなれば採択はおぼつかない。それを避けるために出版社は委員会に必要な事項はすべて扱っているという対照表を準備して提出することになる。記述の内容や記述の量は別にして、事項が扱われているかどうかのチェック（親指チェックと揶揄される検査）に合格すればいいのである。

このように採択基準や採択過程が大きな影響を及ぼすことで、アメリカの教科書が厚くなるといえる。

結果アメリカの教科書は補助教材や補助学習材が多く用意されるけれども、教科書それ自体に豊富な学習に必要な知識情報や学び方を支援する配慮がなされているので、生徒は自分ひとりでも教科書で勉強できるようになっている、教科書を読めばよくわかるように配慮されているともいえる。

(3) 義務教育以後（ハイスクール）の教科書

教科書の法的位置づけ、教科書の使われ方、教科書の採択、有償／無償、給与／貸与の制度等に関しては、義務教育段階と義務教育以降の学校の間には差はない。教育委員会が定めるカリキュラムのガイドラインは、K 学年から第 12 学年まで通して定められているし、公立の場合、義務教育諸学校の行政上の所管と高等学校の所管が我が国のように、市町村教育委員会と都道府県教育委員会といったように異なっているわけではない。いずれも「学区教育委員会」が所管している。

高等学校の場合でも無償の貸与制度となっている。

1) 義務教育以後の履修システム（特に後期中等教育の履修システム・大学入試）

アメリカでは高等学校（ハイスクール）が後期中等教育機関であるが、基本的に総合性ハイスクールが中核であるので、多様な教科・科目が用意され、興味・関心に応じて、あるいは学力レベルに応じてそうした科目が選択履修される制度となっている。卒業要件も簡潔なものであるため、単位制度でもって選択制度の実質化が図られている。カフェテリア方式と呼称されるような履修システムである。したがって、物理、化学、生物、地学な

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

どの科目も選択制であるので、かつて『危機に立つ国家』（1983年）というセンセーショナルな報告書が指摘していたように、15～20%程度の生徒がそうした難しい科目を選択しているだけであるという理科離れの問題がある。

大学入試も個別入学試験型ではなく、SAT（Scholastic Assessment Test、数学的能力と言語的能力を測定する進学適性検査）に代表されるような全国試験サービス会社（ETS= Educational Testing Service）が実施する大学進学適性試験の成績と内申書や高等学校の活動履歴あるいは推薦書によって大学は入学者を選抜する。大学に進学を希望する生徒はほぼ全員、いずれかの大学に入学できる。4年制大学のみならず2年制のコミュニティーカレッジもあるし、2年制のカレッジを修了すると4年制の大学に容易に編入学できる。スポーツ推薦入学と並んで、軍隊に入隊し、退役後大学に奨学金で進学するという道を多くの学生が利用しているのもアメリカの特色である。

もちろんアメリカの大学は、入学は難しくないが、卒業するのは厳しい、という一般的理解は間違っていない。授業についていけないので、ドロップアウトする学生も多い。

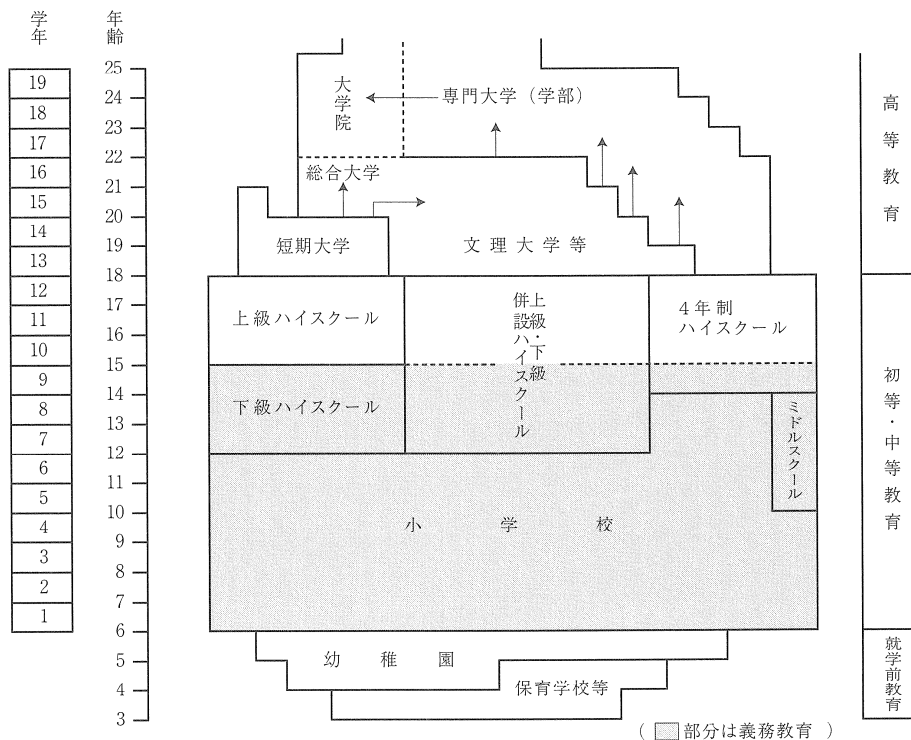
2) 大学入試問題と教科書

SATは適性検査型試験であり、暗記型知識をテストするものではないので、教科書と直接対応するわけでもない。言語や数学的能力を高める授業に役立つ教科書であることは重要なことかもしれない。物理、化学などの科目の入学試験は行われていない。

以上アメリカの教科書事情を概観してきたが、単純に描くと、アメリカの教科書は分量も多く、よく工夫されているし、カラフルであるが、値段も高い。それは一人ひとりの生徒が教科書を購入するのではなく、学区・学校が購入し、生徒に貸与する制度となっていることによる。いったん採択された教科書は5年から7年間使用されることになっているし、過去に採択された教科書も保存され、教員は最新の教科書ばかりでなく、古い教科書を使用してもよい。こうした厚くて重い教科書を毎日持参することは大変なので、学校の備え付けロッカーに置いておくことが少なくない。またページ数が多いので年度内に教科書すべての内容を扱うことも難しくなり、教科書が飛ばされるということも少なくない。教科書は大変難しく、昔から言われてきた、「教科書を教える」のか「教科書で教える」のか、という教育学的課題は依然として重大なイシューであるといえる。

II. 教科書制度と教育事情

アメリカの学校系統図



就学前教育——就学前教育は、幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

義務教育——就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが、実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は、9～12年であるが、9年又は10年とする州が最も多い。

初等・中等教育——初等・中等教育は、合計12年であるが、その形態は①6-3(2)-3(4)年制、②8-4年制及び③6-6年制の3つに大別される。このほか、5-3-4年制や4-4-4年制などが行われている。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近ではミドルスクールの増加にともない、5-3-4年制あるいは4-4-4年制が増えている。このほか、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。2004年について、公立初等学校の形態別の割合をみると、3年制又は4年制小学校6.8%、5年制小学校32.8%、6年制小学校18.2%、8年制小学校8.0%、ミドルスクール17.5%、初等・中等双方の段階にまたがる学校7.8%、その他8.9%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)11.2%、上級ハイスクール(3年制)2.6%、4年制ハイスクール48.6%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)11.0%、初等・中等双方の段階にまたがる学校19.2%及びその他7.4%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。

高等教育——高等教育機関は、総合大学、文理大学、専門大学(学部)(Professional schools)及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は、文理学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。文理大学は、学部レベルの一般教育を主に行うが、大学院を持つものもある。専門大学(学部)は、医学、工学、法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと総合大学の一学部となっているものがある。専門大学(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又は文理大学において一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験、面接を受ける必要がある。短期大学には、従前からの短期大学(ジュニアカレッジ)のほか、コミュニティカレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティカレッジである。

(出典：文部科学省『諸外国の教育動向 2007年度版』(明石書店、2008.8))

(二宮 皓)